

議案第 40 号

橋本市債権管理条例の一部を改正する条例について

橋本市債権管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市債権管理条例の一部を改正する条例

橋本市債権管理条例(平成 27 年橋本市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(督促) 第 6 条 略 (遅延損害金) 第 6 条の 2 市長は、債務者が私債権の履行期限までに当該債務を履行しなかつたときは、履行の遅滞に係る損害賠償金(以下「遅延損害金」という。)を徴収するものとする。ただし、遅延損害金の徴収について、契約に特段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。 2 前項の遅延損害金の額は、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額に民法(明治 29 年法律第 89 号)第 404 条に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。 3 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる当該私債権の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。 4 第 2 項の規定により計算した遅延損害金の額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。 5 第 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。 6 市長は、債務者が私債権の履行期限までに当該債務を履行しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、第 1 項の遅延損害金を減免することができる。	(督促) 第 6 条 略

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

(適用範囲)

2 改正後の第 6 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後に履行期限が到来する私債権について適用する。